

## 子育て世帯訪問支援事業（生活指導支援）事業者の登録等に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、足立区子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条第3項に基づき、子育て世帯訪問支援事業（生活指導支援）事業者の登録等に関し必要な事項を定める。

### （事業者の登録）

第2条 要綱第4条第3号に定める生活指導支援にかかる業務（以下「本件業務」という。）に係る委託契約の締結を希望する事業者は、この要綱で定めるところにより、区の登録（以下「本件登録」という。）を受けなければならない。

### （登録基準）

第3条 本件登録の要件は、以下の各事項を基準にして、本件業務を適切に遂行するために必要な組織・人員体制及び運営能力を有する事業者であることとする。

#### （1） 法人又は団体の基準

ア 足立区内に事業所を有する法人又は団体であること。

イ 子ども食堂及び学習支援並びに障害保健福祉施策その他の児童又はその保護者の支援を行う事業を実施していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

エ 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱による指名停止を受けていない又はこれに準じる行為を行っていないこと。

オ 法人又は団体の代表者その他の役員・理事に、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者がいないこと。

カ 第10条第2号ないし第5号の規定により過去5年以内に本件登録が取り消された法人又は団体、同法人又は同団体の代表者その他の役員・理事であった者が代表者その他の役員・理事を務める法人又は団体でないこと。

キ その他法令遵守状況等からして本件事業の遂行に支障がないと認められること。

#### （2） 組織・人員及び運営能力等の基準

##### ア 組織・人員

1人以上のコーディネーター（養育者と生活指導支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）との調整を行う者をいう。以下同じ。）及び1人以上の訪問支援員が配置されていること。

##### イ コーディネーターの資格

コーディネーターはいずれかの資格を有していること。

（ア）社会福祉士

（イ）精神保健福祉士

（ウ）保健師

（エ）助産師

（オ）看護師

（カ）教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者

(キ) その他、区が特に認める者

ウ 賠償責任保険の加入

本件事業において対象者に対して損害を与えた場合などに対応する損害賠償責任保険に加入していること。

(登録の申請)

第4条 第2条の規定に基づき本件登録を受けようとする事業者は、登録申請書及び次に掲げる書類を子ども家庭部長宛てに提出しなければならない。ただし、子ども家庭部長は、当該事業者のうち、本件登録の申請を行う日が属する年の前年に本件業務に係る委託契約を締結した事業者については、変更事項がない場合、第1号、第2号及び第3号に掲げる書類の提出を免除することができる。

- (1) 法人登記事項証明書（法人でない場合は代表者の住民票）
- (2) 法人の定款（法人でない場合は法人の定款に準じるもの）
- (3) 法人の組織図（法人でない場合は法人の組織図に準じるもの）
- (4) 法人の事業報告書（直近1か年分）（法人でない場合は事業報告書に準じるもの）
- (5) コーディネーターの職務経歴書又は資格証明書
- (6) 訪問支援員全員の名簿（氏名、住所、連絡先、資格）
- (7) 賠償責任保険の加入を示す書類

(登録及び却下の決定)

第5条 区長は、申請に係る事業者が第3条の登録要件を満たすと認めるときは、当該事業者を子育て世帯訪問支援事業（生活指導支援）事業者として登録する。満たさない事業者については、本件登録の申請を却下する。

- 2 区長は、弁護士等の専門的知見を有する外部の第三者に委託し、第3条の要件該当性等についての参考意見を聴取することができる。

(登録及び却下の通知)

第6条 区長は、前条第1項の規定により本件登録をしたときは、登録を受けた事業者に対して書面でその旨を通知する。

- 2 区長は、前条第1項の規定により本件登録の申請を却下したときは、却下した事業者に対して書面でその旨を通知する。

(変更の届出)

第7条 本件登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、第4条各号（第6号を除く。）に掲げる事項に変更があった場合には、変更事項を明らかにする関係書類を添えて、その変更があった日から10日以内に子ども家庭部長に書面により届け出なければならない。

(登録の期間)

第8条 本件登録の有効期間は、登録の日が属する年の翌年3月31日までとする。

(報告等)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、登録事業者又は登録事業者であった者若しくは登録事業者の従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の帳簿書類等を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、請求がある場合においては、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本件登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が、第3条に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 登録事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 登録事業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 登録事業者が、不正の手段により本件登録を受けたとき。
- (5) 本件事業に係る委託契約が解除されたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則 (3足教ここ発第1286号 令和3年11月15日子ども家庭部長決定)  
この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

付 則 (5足教ここ発第2107号 令和6年3月18日子ども家庭部長決定)  
この要綱は、決定の日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

年 月 日

## 子育て世帯訪問支援事業（生活指導支援）事業者登録申請書

(提出先)

子ども家庭部長

申請者 所在地

名称

代表者

印

子育て世帯訪問支援事業（生活指導支援）の登録等に関する要綱の規定により、登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

|              |                              |                              |       |      |  |
|--------------|------------------------------|------------------------------|-------|------|--|
| 申請者<br>(設置者) | フリガナ                         |                              |       |      |  |
|              | 名 称                          |                              |       |      |  |
|              | 主たる事務所の所在地                   |                              |       |      |  |
|              | 法人種別                         |                              | 法人所轄庁 |      |  |
|              | 電話番号                         |                              | FAX番号 |      |  |
|              | 代表者の職・氏名                     | 職名                           |       | フリガナ |  |
|              |                              |                              |       | 氏 名  |  |
| 代表者の住所       | (〒            —            ) |                              |       |      |  |
| 登録する事業所      | フリガナ                         |                              |       |      |  |
|              | 名 称                          |                              |       |      |  |
|              | 事業所の所在地                      | (〒            —            ) |       |      |  |
|              | 電話番号                         |                              | FAX番号 |      |  |
|              | メールアドレス                      |                              |       |      |  |

すでに法人が行っている事業について記入してください（法令の根拠がないものも含む。）

[illegible]